

第36回研究会

平成19年11月16日(金)午後1時
市役所 2階 大会議室

主な内容

「市民協働センター(仮称)のあり方」及び「条例(の条文)案」の検討について

「市民協働センター(仮称)のあり方検討分科会」と「条例(の条文)案検討分科会」が動き出し、具体的な議論が始まりました。分科会で議論したことを全体会に報告し、必要な事項は全体会に戻しながら議論していくことになりました。

【小林会長】今日は人数が少ない。いつもより1時間早い時間設定のせいもあったかも知れない。協働センター分科会と条文案検討分科会の2つともに検討を既に始めてもらっている。全体の整合性を取りながら、進めていくこともあるので、難しいこともあるが、成果を出せるようにまとめていきたい。また、今日も後半に分科会を行う。条文案検討分科会は、先日分科会を開催した。皆で意見を出し合った方がいいこともあるかも知れない。報告してほしい。

【鈴木委員】11月13日火曜日午後5時30分から、尾関委員の司会のもと検討分科会を行った。概略を報告したい。この会の役割は、全体会で一致している部分から条文案を作っていくことで合意をしている。長崎委員から「江南市市民参画と市民活動の推進に関する基本条例案」と「江南市自治基本条例案」の2案が提出された。名称が長いので、以後はそれぞれ、推進条例と自治基本条例と仮に呼ぶ。長崎委員は、2案ともに市民協働のまちづくり推進指針を発展させた内容であるので、両方ともに市長に提出をしたいという意見だったが、条例案の中身すべてを具体的には議論をしていないし、条例案を見るとわかるが、市民の権利と参画の手続きなど、初めて出された内容も含まれているので、推進条例にこれまで議論してきた市民活動に関することが謳われているので、ここから議論に入ることとした。市民活動を推進するために協働センターの役割は重要であることから、協働センターについて明記することとし、運営方法については別に定めるといような形で条文に付け加えることを合意した。推進条例にある定義の条項で、市民協働について定義している部分があるが、そこに書かれてある運営ルールは定義ではなく、別に条文としてはどうかという意見があった。また、推進条例の目的を市民参画、市民活動におくのか、協働によるまちづくりにおくのかで構成も変わってくるのではないかという意見もあった。住民投票の条項も提案されているが、議会制民主主義に反するという意見もあるので簡単ではないということであった。残された時間で、2つの条例案を研究会として提案できるかどうかという議論もあったが、結論には至らず、午後7時40分に閉会をした。2つの条例案の提案の見通しについて全体会で議論したい。

【尾関委員】補足をしたい。2つの案が、長崎委員から提案されたが、重複していることもあるので整理をしようということで一致しており、分科会で再度議論することになっている。前回、市民と市役所の関係を協働というか、連携協力にするかは触れないことにした。条文には、連携協力と書かれていたが、これは見直すことにした。大竹委員からは、2つの条例案が出されているが、今後の進め方ということで、自治基本条例を検討するには全く時間が不足しているので、1本に絞ったらどうかという意見があった。そのあたりを次の分科会で検討をしようということになっており、全体会でも皆さんに意見を聞きたい。合意ができれば、そのように分科会で議論をしたい。目を通していない方に、2本とも検討すべきか、どちらかに絞るか、意見を出せととっても、酷だと思うが、年度末までの残り時間を考えて意見がほしい。

【小林会長】2つの条例案でいくのか、1本にまとめるのか。今後の進め方について意見を聞きたいということだ。一見すると同じようなことが書いてあるところもある。定義も両方に書かれているものがあるなど、重複しているところがあると思う。棲み分けの議論はあったのか。

【大竹委員】そこまでは進んでいない。

【長崎委員】時間的に限られている。これまでの経緯をみると、全員の合意のもとに出すことは厳しいと思う。市民参画の手続きもガイドブックにあがっている。長時間の突っ込んだ議論をしていないが、意見もこれまでの会議でたくさん出されている。市民協働は市民同士が協力してまちづくり、そのものだと思うが、推進条例をまず確立させることが大事だと思う。もともと、この会の設置要綱には、地域経営の基本原則と理念を審議するとあるけれど、その役割という意味では、自治基本条例を検討するという条件は整っていたが、話し合っているうちに時間が長引いてしまった感じはある。来年度以降、市民が議論する場をしっかりと設けて、協働研究会のメンバーも参加をすれば、自治基本条例もいいものができると思う。まずは推進条例を進めたい。これが自治基本条例に生かされるかどうかは不安もある。

【大竹委員】自治基本条例の検討も研究会の役割にあった。職員公募の要綱にもあり、長崎委員に期待を持たせたのにも関わらず、今になってできないということになって悪かったと思う。当時の担当の方で、自治基本条例について不勉強だったとは思いう。他市の自治基本条例を制定していく経緯とそのプロセスをよく調査していなかったのではないかと思う。市民の意見の集約とか、行政サイドの理解などの見極めに手間と時間がかかるものであるが、協働ばかりではないので検討することはできる。

来年以降はわからないが、現時点では、住民に議論を投げかけするような会合を持つとか、公募市民や議会にも呼びかけて検討委員会をつくるという構想がある。議論を経て、2年くらいかけて制定に進みたいと思う。

【小林会長】当初は、地域経営の理念を議論し、自治基本条例にも言及していた。残りの時間でどれだけのことができるかわからないが、推進条例はやっていく必要があ

る。意見の一致をしていくために徹底討論を心がけていたから、そこに進めなかったのかも知れない。しかし、過ぎたことは仕方がない。できることから取り組むということでは推進条例からやっていかざるを得ない。自治基本条例案を作って、こんな案をつくったので検討して欲しいと提出していくことは難しいが、例えば、こういうことを検討してほしいというメニューとして次のステージに上げていくことはできる。住民投票をやるのか、やらないのか、審議会や市民委員会を作るなど、メニューとしてあげていくことは合意ができると思う。自治基本条例の検討につながる提案をしたい。まずは推進条例を早く形にしていくことが大切かなと思う。

【尾関委員】自治基本条例に入れて欲しい項目を羅列するというイメージか。それならば合意できるかもしれない。ワークショップ的に行って、どの程度かは別にしておりあえず書き出すということ是可以する。

【長崎委員】審議会のあり方は市民協働にも関係する。自治基本条例では議会の役割とか、地域経営の基本原則といったことの関連の条文で、様々な市政運営とか制度とか、そこまでは難しいとは思いますが、これまで研究会で議論をしてきた市民政策提案とか審議会の仕組みなど、運営ルールの市民説明会といった内容は分科会で検討することはできると思う。

【尾関委員】段取りとしてわかりやすくするには、推進条例の検討を進めていくほうがいい。余力で自治基本条例についての検討することはあるが。条文の内容や構成までは難しいと思う。自治基本条例については、項目別に可能な限り書き出すことでいいと思う。

【長崎委員】2つの条例案で重複するところはある。自治基本条例は難しいと思うが、推進条例はしっかりと審議したいということ为先程から言っている。自治基本条例に関しても小林会長が言うとおり項目をあげていくような形ならできると思う。

【尾関委員】それでいいのだね。分科会を進めるうえで、司会者としても迷いなく運営をしていきたいから確認をした。小林会長の言う進め方でいいのか。

【長崎委員】それでいい。

【小林会長】推進条例から、検討していくことでいいか。長崎委員は内容として、パブリックコメント、審議会はどうなのかと私が言ったことに引っかかりがあると思っている。協働という言葉は使いにくくなったが、市民参画のあり方、地域活動、市民活動のあり方についてはしっかりと議論してきたので、議論してきたことが反映をされているかが大事である。ルールをしっかりと書くことが骨になるが、そのルールを定義に書くのか、別立てでルールとして書くのがいいのか議論をしていく必要がある。また、市としての市政運営のあり方として、情報公開や説明責任を果たす、お互いを尊重しましょうとか、法令順守など守らなければならないこととして議論した。それは、条例に書かないといけないと思う。長崎委員のいう、市民委員会や審議会などは、議論の遡上には上っていないではないが、分科会で議論をして全体会に上げるのはいい。優先順位としては一致していることから議論をしていくという、そのような進め方でいいのか。

【長崎委員】そのとおりだ。来年の自治基本条例の検討会に持ち込むのではなく、できれば議論をしたいという気持ちだった。

【尾関委員】条文案検討分科会は、会長がまとめられた方法で進めていくが、支障があればその都度全体会にはかかる。推進条例に絞ったが、時間があれば、自治基本条例も可能な限り審議をするということでもいいか。

【小林会長】協働センターの方は、イメージがまとまったら、推進条例に含んでいくということで、ある程度議論をしていく必要がある。推進条例の市民活動に係る条項として入れていかないといけないという議論はいただいている。

【小林会長】では、一旦別れて、分科会の議論をしてください。

<分科会 14:00 - 15:30>



「市民協働センターのあり方検討分科会」の報告

【加藤委員より】協働センターへの思いと、場をどう使うかということを経験した。「協働の活動をする場がほしい」、「活動している人の情報共有の場がほしい」という意見があり、具体的にはスモールオフィスやメールボックスなどが効果的ではないかということだった。これらは、運営資金を捻出していくためにも、有料にすべきだという意見もあった。

他に「協働の語らいができる場づくり」ということで、センターの活動内容として、活動のマッチングをさせたり、ノウハウを提供したり、メンタル的なサポートに載るほかにも、協働センターで自主事業ができないかという提案もあった。

あとは、人の問題で、団体も個人も利用できるセンターとして、専従スタッフがほしいということで、母体はどこが担うのか。3～4つの団体が共に活動を担っていくのかということと、センターは、社会福祉協議会のボランティアセンターとどう関わりをもっていくのか、将来は一緒になるのか、その関係についても議論がされた。

次回は市民協働センターの仕組みの案を提出した太田委員が出席して、分科会を行う。

「条例(の条文)案検討分科会」の報告

【大倉委員より】条文案検討分科会では、市民協働のまちづくりガイドブックの協働のベースでよいので、第1部、第2部の内容を組んだ条例を作っていないといけな
いという議論となった。長崎委員が提出した叩き台の推進条例では、定義の中で市
民協働の運営ルールを記載しているが、これは条例にのせる必要があるのか、押し
付けにならないのか、ガイドブックに載っているとして、条例には書かなくてもい
いという意見があった。しかし、条例は、議論してきたことを担保するものとして、
運営ルールの6項目は書いておくべきという意見があり、条例に出しておこうとい
うことになった。

また、市民協働とは 次に掲げる運営ルールを守り、市民が連携協力して行う市
民活動をいうと定義には書いてあるが、連携協力という言葉は削除することになっ
た。この運営ルールは、オリジナルなものだから、載せるかどうかで議論となり、
時間がかかり、協働・参画について、意見を述べることは次回となった。

【大竹委員より】2つの条例のどちらの条例に載っているというようにこだわらず、条
文を作って 条例というように積み上げていくことになった。

【尾関委員より】推進条例みたいなものを優先してやって、自治基本条例も可能な限り
検討し次期につながる検討をしていこうということである。仮称 条例もこだわ
らずに、できるだけ第1部、第2部の内容を条例化するものとして検討しようとい
うことになった。運営ルールの内容を書くべきではないといったのは、押し付けに
ならないかと思ったからであり、オブザーバーの方から「市民協働は、運営ルール
を確認しあいながら、市民が取り組んでいく市民活動をいう」にしてはどうかとい
う意見があり、それにまとまった。

【小林会長】次回12月19日には詰められたものができていると期待をしている。

前回、これまで議論してきた「市民と市役所との関係」についてもガ
イドブック第2部の指針案に入れていきたいという提案が出されまし
たが、この提案を現在の指針案に合体させることになっており、次回は
これについても議論していく予定です。